

厚生労働省発雇均0317第2号

令和2年3月17日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙1「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」、別紙2「中小企業退職金共済法施行規則及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令案要綱」及び別紙3「中小企業退職金共済法第四十四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定業種案要綱」について、貴会の意見を求める。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行期日は、令和二年十月一日とすること。

中小企業退職金共済法施行規則及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 中小企業退職金共済法施行規則の一部改正

一 退職金の支給を受けるべき遺族又は相続人に同順位者が二人以上あるときの請求手続

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が代理人一人を定めることができないやむを得ない事情があると認めるときは、退職金の受領に関し一切の権限を有する代理人一人を定めることなく退職金の請求をすることができるものとする。

二 電子情報処理組織による掛金の納付等

1 共済契約者であつて中小企業退職金共済法（以下「法」という。）第四十四条第五項に規定する方
法により掛金を納付しようとするもの（以下「電子情報処理組織使用共済契約者」という。）は、被
共済者に賃金を支払う期日の属する月の翌月末までに、機構に対し、電子情報処理組織を使用して
、当該賃金の支払の対象となる期間におけるその者を雇用した日数を報告するとともに、機構に対し
て納付する掛金の原資となる金銭から掛金の日額に当該雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額

を掛金として納付することを申し出なければならぬものとする。

2 1の報告には、被共済者を雇用した日数のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(一) 電子情報処理組織使用共済契約者の氏名又は名称及び共済契約者番号

(二) 被共済者の氏名及び被共済者番号

3 機構は、1の報告及び申出を受けた場合には、当該報告及び申出に基づき、掛金の納付に係る事務を処理するものとする。

4 機構は、3の事務を処理したときは、電子情報処理組織使用共済契約者に対し、被共済者ごとの掛金の納付状況を明らかにしなければならないものとする。

5 電子情報処理組織使用共済契約者は、被共済者から求めがあったときは、当該被共済者の掛金の納付状況を当該被共済者に通知しなければならないものとする。

三 掛金の納付の原資となる金銭の納付等

1 電子情報処理組織使用共済契約者は、機構に対し、次に掲げるいずれかの方法により、掛金の納付

の原資となる金銭を納付しなければならないものとする。

(一) 機構から得た納付情報により納付する方法

(二) 電子情報処理組織使用共済契約者の預金口座から機構の預金口座への振替の方法

2 1(二)の方法により金銭を納付しようとする電子情報処理組織使用共済契約者は、その旨を機構に申し出なければならぬものとする。

3 機構は、1の金銭を収納したときは、電子情報処理組織使用共済契約者に対し、当該金銭の収納状況を明らかにしなければならないものとする。

4 電子情報処理組織使用共済契約者は、特定業種受託金融機関に、共済契約者証券を提示し、その保有する共済証紙を提出して、当該共済証紙の額に相当する額の金銭を1の金銭として納付することを申し出ることができるものとする。

5 電子情報処理組織使用共済契約者は、次に掲げる場合には、機構に対し、1の金銭の返還を求めることができるものとする。

(一) 特定業種共済契約が解除されたとき。

(二) 被共済者となるべき者を雇用しなくなったとき。

四 電子情報処理組織使用共済契約者に対する加入促進等のための掛金負担軽減措置

電子情報処理組織使用共済契約者に対する法第四十五条第一項の規定による免除は、当該電子情報処理組織使用共済契約者に対し、その旨を明らかにして行うものとする。

五 元請負人の事務処理に係る電子情報処理組織の使用等

1 元請負人が法第四十七条の事務を処理しようとするときに機構に対して行う届書の提出等については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

2 法第四十七条の事務を処理する元請負人が備え付けておかなければならないこととされる帳簿は、電磁的記録をもって作成することができるものとする。

六 退職金共済手帳の請求等

1 被共済者が、新たに退職金共済手帳（以下この六において「共済手帳」という。）の交付を受けようとするとき、その共済手帳を共済契約者に提出しなければならない場合として、その所持する共済手帳の表紙に記載された更新時期が到来した場合を追加するものとする。

2 法第四十八条第一項の規定により共済手帳を請求しようとするときに行う退職金共済手帳交付申請書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。この場合において、共済契約者証票の提示を要しないものとする。

第二 独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正

一 給付経理及び特別給付経理間の資金の融通

下請負人の委任を受けて、特定業種退職金共済契約又は特別共済契約に基づく掛金納付に係る事務を元請負人が処理する場合には、下請負人が行うべき掛金納付に係る事務を元請負人が処理する場合であつて、元請負人及び下請負人の一方のみが中小企業者でないときは、機構は、必要に応じて、元請負人が納付した金銭について、一の特定業種における退職金共済事業等勘定に属する給付経理と特別給付経理との間における資金の融通を行うことができるものとする。

二 給付経理及び特別給付経理に係る合同運用

機構は、一の特定業種における退職金共済事業等勘定に属する給付経理及び特別給付経理においてそ

れぞれ経理すべき業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができるものとする。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日

この省令は、令和二年十月一日から施行すること。

中小企業退職金共済法第四十四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定業種案要綱

第一 掛金の納付を現金をもってすることができる特定業種の指定

中小企業退職金共済法第四十四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定業種は、建設業とすること。

第二 適用期日

この告示は、令和二年十月一日から適用すること。